

2019年度教員評価の概要

2019年12月27日

東京大学大学院法学政治学研究科長

大 澤 裕

I はじめに

大学院法学政治学研究科・法学部（以下、「当研究科」という。）が実施する教員の定期的評価も、今回で2回目となる。1回目は、2017年度に実施した。実施に至る経緯、実施の趣旨は、「2017年度教員評価の概要」に当時の岩村正彦研究科長が記しているとおりでである。

東京大学は、2010年2月、役員会において、「東京大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」を取りまとめ、各部局が主体となって「教員を対象に、教育、研究、組織運営、社会貢献等の活動について、……定期的な評価……を行う」という方針を明らかにした。当研究科における教員の定期的評価は、この全学的な方針の決定を1つの契機とし、その内容を踏まえつつ、学問領域、活動領域の特性を考慮した検討を重ね、実施に至ったものである。

他方、当研究科は、すでに早い時期から、教員の自己規律を維持強化することと外部からの評価に自らを晒すこととに積極的に取り組んできた。「学部およびそのスタッフの活動状況を学部の内外に明らかにすることにより、学問的な相互協力を容易にし、また業績の公開を通じて、スタッフの自省を図ると同時に、外部からの批判のための素材を提供すること」（伊藤正己「『法学部研究・教育年報』の発刊にあたって」）を主要な目的として編まれた『東京大学法学部 研究・教育年報』（以下、『年報』という。）は、1971年9月の創刊以来、隔年で刊行を重ね、本年度刊行のもので25号を数えるに至った。『年報』第1号が対象とするのは1969年4月から1971年3月までの期間であり、同第25号が対象とするのは2017年4月から2019年3月までの期間であるから、『年報』に記録され蓄積された「学部およびそのスタッフの活動状況」は、実に半世紀分に及ぶ。当研究科が実施する教員の定期的評価は、このような『年報』による自己点検・自己評価の取り

組みを基礎とし、その延長線上において、自己点検・自己評価の取り組みを補完するものにほかならない。

II 定期的評価の方法

当研究科が実施する教員の定期的評価の内容と手順は、次のとおりである。前回 2017 年度の教員評価実施以降、変更はない。

- (1) 評価の対象とする教員は、教授会構成員である教授および准教授、並びに研究に従事している講師および助教とする。
- (2) 全学の方針に沿い、評価項目は、教育活動、研究活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の 4 項目とする。
- (3) 評価を担当する組織として教員評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設ける。この委員会は、評議員、副研究科長、総合法政専攻長、法曹養成専攻長のほか、民刑事法、公法、基礎法学、政治の各領域から必ず委員が含まれるようにメンバーを構成する（教員 7 名以上）。
- (4) 各評価対象教員は、評価委員会が定めた書式に従い、評価対象である各年度における(1)に掲げた 4 項目についての自己評価報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- (5) 評価委員会は、委員が分担して、提出された自己評価報告書および評価対象年度の各教員の担当授業の授業アンケート結果を資料として検討し、各教員の第 1 次評価案を作成する。評価は、
 - 期待される水準を上回る、
 - 期待される水準にある、
 - 期待される水準に一步及ばない、の 3 段階で行う。なお、このほかに、期限までに自己評価報告書が提出されなかったために評価を行えないときには、「必要な資料が提出されていない」との表記を行うこととする。
- (6) 評価委員会は、第 1 次評価案を当該各教員に提示し、意見を聴取する。それを踏まえて各委員が担当する教員についての第 1 次評価を確定する。
- (7) 評価委員会は、全体で第 1 次評価の結果について審議し、必要がある場

合には所定の手続を経て個別の評価の変更・訂正などを行い、その議を経て第2次評価を確定し、各教員に通知する。

(8) 評価結果は、その概要を研究科のホームページで公表する。

(9) 評価委員会は、とくに必要があると判断するときは、評価対象教員に対して意見をのべ、または助言をすることができる。また、研究科長は、研究科・学部の運営において、教員から提出された自己評価報告書および委員会による評価結果を常に参考とする。

Ⅲ 2019年度における評価の実施と結果の概要

2019年度の教員評価は、2017年4月1日から2019年3月31日までを評価対象期間とし、その期間に在職していた教員(退職者は除く)84名を対象として実施した。具体的には2019年4月のGW前を締切として評価対象教員に自己評価報告書の提出を依頼し、それをもとに第1次評価を行って、9月末にそれを確定した。そして10月に評価委員会を開催して第2次評価を確定し、それを同月半ばまでに評価対象教員に通知した。

なお、前回2017年度の教員評価の際には、学部では、その評価対象期間中、授業アンケートの実施が任意であったことから、学部の授業アンケート結果は評価資料として用いない扱いとしたが、2017年度A Semesterより、学部でも授業アンケートの実施が義務化されたことに伴い、今回の教員評価では、実施義務化以降の学部の授業アンケートも評価資料として用いることとした。

評価結果の概要は、以下のとおりである。

○期待される水準を上回る	10名
○期待される水準にある	72名
○期待される水準に一步及ばない	2名

以上の評価結果によれば、評価対象期間における評価対象教員の研究活動、教育活動、学内における管理運営業務、学外での学界および社会への貢献の4項目についての評価は、前回に引き続き、全体として、期待される水準にあるということが出来る。当研究科としては、今回の結果を踏まえて、教員の自己規律の維持と活動の外部への公表に引き続き努めていきたい。なお、今回の教員評価に際

し、評価対象教員から提出された自己評価報告書は、『年報』第 25 号において、「教授・准教授個人の活動」として公表する。

IV おわりに

「2017 年度教員評価の概要」に示されているとおり、当研究科における教員の定期的評価は、今後、3 年に 1 度の頻度で実施する。今回の教員評価は、経過措置に基づき、前回 2017 年度の教員評価から 2 年の間隔で行われたが、このような措置は今回限りである（『年報』の刊行も 3 年に 1 度となる）。次回の評価は 2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までを評価対象期間として 2022 年度に実施する予定である。